

頭の私物となれり、然るに慶長二年十一月再び中村伯耆守、神坂村の内七十二石を社領に寄附し、其臣横田内藤、三田善八等連署の折紙ありしも、幾ならずして中村氏断滅し、遂に社領も沒收せらる。其後久しく荒廢に歸せしが、享保十九年申寅三月に至り、前件の折紙所有の由緒を以て、池田侯老臣荒尾氏より、年々廩米三十石を寄附せられしものなり。祭神別雷神の御神體は木像とす。
社殿は本殿、拜殿、幣殿、神樂殿、參籠所、隨神門、神輿庫等を具備し、境内千八百七十坪(官有地第一種)あり。老松古杉鬱蒼たり、山上に御供水の井あり、伯耆民談記には夕貌の井とあり、寶物は宗源宣旨、荒尾志摩守寄附の和歌百首、扁額神鏡等とす。毎年四月申酉の日に葵祭を執行す。

例 祭 日 十月十一日 指定年月日 明治四十年一月三日
會計法適用 氏子戸數 六百三十二戸
指定年月日 明治四十年三月十五日 崇敬者員數 未詳

○鳥取縣伯耆國東伯郡中北條村大字國坂字宮ノ前
郷社 國坂神社

祭神少彦名神

創立年代詳ならずと雖も、續日本後紀仁明天皇の條に、「承和四年二月戊戌、伯耆國川村郡无位國坂神、奉^レ授^ニ從五位下」^ニと見え、次いで文德天皇齊衡三年八月丁亥正五位下を加へられ、清和天皇貞觀九年四月丁丑正五位上に叙せらる。醍醐天皇の延喜の制式内小社に列せられ給ひ、又朝野羣載に白河天皇承暦四年六月、御國坂神の祭を穢せる崇あるを以て、社司に中祓を科せらること見ゆ。古來由緒正しき神社たるにより、往時は四宮大明神と稱し、地方崇敬の厚き神社たり。本社の式内社たるに就ては、各書とも異説あるを聞かず、當社東方に一百六畝溜池あり、御手洗池と稱す。此池河骨蓴菜を產す、採取して醫療に充つ、云く、是少名彥神の神徳顯著たるに因る云ふ。明治維新の後郷社に列す。

社殿は本殿、拜殿、幣殿、神輿庫(兼參籠所)、隨神門等を具備し、境内は千百六十八坪(官有地第一種)あり。老松古杉森をなして、遙に白砂青松を隔て、日本海を望み、風景佳なり。

例 祭 日 十月十五日 指定年月日 明治四十年二月三日
會計法適用 氏子戸數 六百五十三戸
指定年月日 明治四十二年三月十五日 崇敬者員數 未詳

○鳥取縣伯耆國東伯郡北谷村大字志津村宮ノ前
郷社 倭文神社